

熊本赤十字病院における研究活動に関する行動規範

平成28年8月1日制定

当院研究者および職員等(以下「職員等」という。)は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 職員等は、研究の実施及び公的研究費等の管理、使用にあたっては、関係する法令、日本赤十字社職員倫理規程、日本赤十字社会計規則及び同施行細則、その他日本赤十字社及び当院が定める規程並びに事務処理手続きおよび使用ルール等を遵守し、国民の疑惑や不信を招きかねない行為および当院に対する信頼を揺るがす行為は厳に慎むこと。
2. 職員等は、公的研究費等が国民の税金あるいは企業などからの支援によるものであることを認識し、公正かつ効率的に使用し、社会に対する説明責任を果たす役割を担っていることを常に自覚すること。
3. 職員等は、研究活動において、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならないこと。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならないこと。
4. 職員等は、個人の発意で提案し、採択された研究課題であっても、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを理解し、行動すること。
5. 職員等は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めること。
6. 職員等は、相互の理解と緊密な連携をはかり、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努め、別に定める「熊本赤十字病院における公的研究費等の執行に係る不正防止計画」をふまえて行動すること。
7. 職員等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加することにより、関係法令等の知識習得、事務処理手続きおよび使用ルールの理解に努めること。
8. 職員等は、研究・調査データのねつ造、改ざん、盗用等の不正行為や公的研究費等の不正使用が疑われる場合には、速やかに告発窓口に通報すること。